

令和4年度 第1回 日野市子どもの貧困対策推進委員会

日時：令和4年7月12日（火） 14時00分～

場所：防災情報センター 災害対策本部室

出席者：福田委員長、小田川副委員長、加藤委員、阿部委員、山口委員、中村委員、大西委員、中田委員、村田委員、山下委員【10名】

事務局：簗野センター長、地下課長補佐、稲葉係長、阿部係長、小林主査、吉岡主任、古城主事

庁内連絡会委員：仲田平和と人権課長、西垣納税課長、川鍋都市計画課長、中沢産業振興課長、佐藤福祉政策課長、長谷川生活福祉課長、平健康課長、飯倉子育て課長、佐々木保育課長、正井子ども家庭支援センター長、萩原発達・教育支援課長、馬場統括指導主事、伊藤庶務課長、久保田学校課長

欠席者：星野委員、藤浪委員、高橋委員【欠席者3名】

【配布資料】

- 資料1 令和4年度日野市子どもの貧困対策推進委員会委員名簿
令和4年度日野市子どもの貧困対策庁内連絡委員会委員名簿
- 資料2 第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針(案)
- 資料3 第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針(案)概要版
- 資料4-1 基本方針 新旧対照表(全体)
- 資料4-2 基本方針 新旧対照表(第4章-4)
- 資料5 今後のスケジュール(案)

開会

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として傍聴者はなし

1. 人事異動に伴う委員紹介

事務局：

定刻になりましたので、ただいまより「令和4年度 第1回 日野市子どもの貧困対策推進委員会および庁内連絡会」を開催させていただきます。

本日は皆さま大変ご多用のところ、また、お足元が悪くお暑い中ご出席いただきまして、推進委員会の皆様、庁内連絡会の皆様におかれましては、ありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます、セーフティネットコールセンター長の簗野でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

はじめに、机上にお配りしてあります資料のご確認をお願いしたいと思います。

次第と資料でございます。

まず次第。

次が資料 1「日野市子どもの貧困対策推進委員会・委員名簿」と「日野市子どもの貧困対策庁内連絡会・委員名簿」の A4 の 2 枚綴りになっております。

資料 2「第 2 期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針(案)」でございます。こちら資料番号は省略させていただいております。

資料 3「第 2 期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針(案)概要版」です。A3 横両面印刷カラー刷りのものがございます。

資料 4-1「基本方針 新旧対照表(全体)」こちら A3 縦のカラー刷り。

資料 4-2「基本方針 新旧対照表(第 4 章-4)」。こちら A4 横両面カラー刷りのものがございます。

資料 5「今後のスケジュール(案)」。A4 横のカラー刷りのものがございます。

そして、本日のご欠席になっております藤浪委員から情報提供として「たけのこ」の A4 三つ折りのパンフレット、フリースペースの案内になっております。以上資料等です。欠けているもの等はございますでしょうか。

続きまして、本日の欠席者のご報告です。

星野委員、高橋委員、藤浪委員、それぞれご欠席の旨ご連絡をいただいております。

また、本日の会議は「会場参加型」及び「WEB 参加」の併用での開催となっております。加藤委員・山口委員は WEB で参加されております。加藤委員、山口委員におかれましては、音声については通常オフにさせていただいて、発言の際にオンにさせていただくよう宜しくお願いいたします。

本日の出席者ですが、10 名で、委員の過半数を超えておりますので、「日野市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱 第 6 条第 3 項」により本日の委員会は成立となります。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第 1「人事異動に伴う委員紹介」についてです。資料 1「日野市子どもの貧困対策推進委員会 委員名簿」をご覧ください。小中学校の代表者 2 名の方につきまして、4 月の人事異動により委員の変更がございましたので、報告させていただきます。

中学校の代表者につきましては、「市立日野第一中学校校長 高橋清吾委員」から「市立大坂上中学校校長 高橋康則委員」へ。

小学校の代表者につきましては「市立日野第四小学校校長 小林洋之委員」から「市立日野第七小学校校長 大西浩之委員」へそれぞれ変更となっております。高橋委員につきましては、本日公用のため欠席となっております。なお、委嘱状につきましては、机上配布とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

新しい委員の方もいらっしゃいますので、改めて推進委員の皆様一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんが、時間の都合により所属とお名前をお願いいたします。

福田委員長：

委員名簿 1 番。学識経験者として明星大学心理学部教授の福田憲明と申します。よろしく
願います。

小田川副委員長：

委員名簿 2 番になります、東京都立大学非常勤講師の小田川と申します。どうぞよろしくお
願います。

加藤委員：

市民委員の加藤洋子です。よろしく願います。

中村委員：

日野市民生児童委員を代表いたしまして、西部地区会長をしております中村眞紀子と申し
ます。よろしく願います。

阿部委員：

委員名簿 6 番。公益財団法人 社会教育協会 日野社会教育センター副館長の阿部と申
します。よろしく願います。

山口委員：

フードバンク TAMA の山口です。よろしく願います。

大西委員：

この 4 月に着任いたしました、日野市立日野第七小学校校長の大西です。よろしく願
います。

村田委員：

教育部長の村田です。引き続きよろしく願います。

中田委員：

子ども部長の中田です。よろしく願います。

山下委員：

健康福祉部長の山下でございます。どうぞよろしく願います。

事務局：

皆様、ありがとうございます。また、本日は冒頭申し上げました通り「日野市子どもの貧困対
策庁内連絡会」委員も出席させていただいております。

資料 1 の 2 枚目、庁内連絡会委員名簿をご覧ください。

連絡会委員構成の見直しを行い、福祉政策課長を新たに委員に追加させていただいてお
ります。庁内連絡会の皆様も自己紹介をお願いいたします。時間の都合上、名前と所属で
お願いいたします。

仲田課長：

平和と人権課長の仲田でございます。よろしく願います。

西垣課長：

納税課長の西垣と申します。よろしく願います。

川鍋課長：

都市計画課の川鍋と申します。よろしく願います。

中沢課長：

産業振興課長の中沢と申します。よろしくお願いいたします。

佐藤課長：

福祉政策課長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

長谷川課長：

生活福祉課長の長谷川と申します。よろしくお願いいたします。

平課長：

健康課長の平と申します。よろしくお願いいたします。

飯倉課長：

子育て課長の飯倉と申します。よろしくお願いいたします。

佐々木課長：

保育課長の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

正井センター長：

子ども家庭支援センター長の正井でございます。よろしくお願いいたします。

萩原課長：

発達・教育支援課長の萩原と申します。よろしくお願いいたします。

馬場統括指導主事：

統括指導主事の馬場と申します。よろしくお願いいたします。

伊藤課長：

庶務課長の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

久保田課長：

学校課長の久保田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：

皆さんどうもありがとうございました。

本日、企画経営課長と生涯学習課長からは欠席のご連絡をいただいております。

続きまして事務局の紹介をさせていただきます。

改めましてセーフティネットコールセンターの籠野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして6月1日の人事異動で転入いたしました、セーフティネットコールセンター課長補佐兼ひとり親相談係係長事務取扱、地下でございます。

自立支援係長、稲葉でございます。

同じく自立支援係主査、小林です。

続きましてセーフティネット係長、阿部でございます。

続きましてセーフティネット係、吉岡でございます。

同じく、古城でございます。

なお、本日推進委員会の中で連絡会の皆様、担当にかかるご質問等につきましては各連絡会の皆様のご対応とご協力をお願いする場合もあるかもしれませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

また本日、議事録作成のため UD トークを利用しております。マイクでひろった音声を文字に変換するものになりますので、機器の都合上マイクの電源は発言時のみ入れていただき、使用しない際には電源をお切りいただくようお願いいたします。
それではここからの議事進行等、福田委員長よろしくようお願いいたします。

2. 第 2 期子どもの貧困対策に関する基本方針（案）について

福田委員長：

委員長の福田でございます。

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

初めに傍聴についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今回の会議の傍聴はご遠慮いただいております。

それでは次第 2「第 2 期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針(案)について」に進みます。事務局お願いいたします。

事務局：

事務局阿部でございます。

それでは資料 2 から資料 4 までを事務局のほうから説明いたします。少し長くなりますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは資料 2「第 2 期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針(案)」についてご説明申し上げます。

資料 2 の表示がございませんが、A4 縦型冊子になっております。

第 2 章までは令和 3 年度 2 月の前回委員会の委員の皆様からご意見を頂戴する期間を設けて、頂戴した意見を踏まえながら、福田委員長と事務局のほうで基本方針素案へ反映させています。

なお、今回ご提示している方針素案は、前回では作成中となっておりました第 3 章以降の部分につきましても更新をしております。会議時間も限られておりますので、主だった部分について説明を申し上げます。

それでは 5 ページをお開きください。一番目、第 1 章の基本方針策定にあたって、子どもの貧困について「(5)子どもの貧困率の算出方法」です。

子どもの貧困率の算出方法を追記したページとなっております。図 1 で一応 5 人の方の収入について明示しています。1000 万、500 万、300 万、180 万、20 万。算出方法といたしまして、1 つめですが中央値を求めますという事で、この場合 5 名の中央値は 3 番目ですから 300 万円、こちらの方が中央値となります。

2 つめが 2 番に進んでいただいて中央値の 1/2 を「貧困線」としてあります。今回の図 1 の例によれば中央値が 300 万円になりますので、貧困線は半分の 150 万円となり、これが「貧困線」という設定です。

貧困線が 150 万円となりますので、上の図 1 の 5 名の方を貧困線に当てはめてみた場合に 150 万円より下の方が一番所得の低い 20 万円の方。こちらが 150 万円以下になりますので、こちらの方が「貧困」に該当するという考え方です。今の説明を図示したものが 5 ページになります。

7 ページにお進みください。「基本方針の期間と見直し時期」です。見直し時期は令和 4 年度 10 月になりましたので、このスケジュールを修正しております。

9 ページから第 2 章として日野市の子どもを取り巻く現状分析です。ここから始まる第 2 章の各データにつきましては、現時点で判明している最新のデータを追記してあります。それから少し飛びますが、31 ページ。「⑦児童虐待の状況」です。令和 3 年度の件数を追記しましたが、追記した件数が令和 3 年度はほぼ倍増となっております。明らかに理由がはっきりしたものは無いのですが、例えばご夫婦が子どもの前で喧嘩をすると心理的虐待とみなされるということですので、そういった部分が件数に影響している可能性はあると考えています。

続いて 32 ページ。32 ページからは、第 2 章の 2「生活実態調査から見える状況について」です。

このパートは令和 2 年度・3 年度に行いました、「日野市子どもと保護者の生活実態調査」の結果を基に作成しておりますけども、全体の中で大きく変更した部分として各データの基になったアンケートの設問そのものを、そのアンケート内容というタイトルをつけて囲み装飾で所々差し込んであります。

37 ページをご覧ください。「(3)子どもの状況について」です。前回方針素案からデータの順番等も含めて変更しております。

37 ページの「①学校の授業の理解度」、それから 38 ページ「②学習スペース」、39 ページ「③勉強机の保有状況」、40 ページ「④必要な物品の所有状況(欲しいが、持っていない)」。先ほどもありましたが、お話ししたアンケートの内容というのは右のページです。アンケートの設問そのものを囲み装飾でその都度挿入しています。

42 ページ「⑤子ども本人の進路意向」。44 ページ「⑥放課後をだれと過ごすか」。

隣の 45 ページが「⑦放課後の過ごし方」。47 ページが「⑧30 分以上からだを動かすことや習い事(その 1)」、48 ページが「⑨30 分以上からだを動かすことや習い事(その 2)」、49 ページ「⑩朝食の状況」、めくっていただいて 50 ページ「⑪食事の満足度」、隣のページが「⑫ヤングケアラーの状況について」、となっております。

ご覧になっていただいたなかで、「⑥放課後だれと過ごすか」、「⑦放課後の過ごし方」、「⑪食事の満足度」このあたりが新たに追記したテーマとなっております。

53 ページです。「(4)経済状況や保護者の状況について」です。58 ページ「⑤各種支援制度の認知度」。59 ページが「⑥各種支援制度の利用意向」。62 ページ「⑦情報…『現在の受け取り方法』」、63 ページが「⑧情報…『今後の受け取りたい方法』」を掲載しています。前回お示した、素案の時に「④各種支援制度の利用状況と周知状況」という形で掲載しておりましたが、前回の「④各種支援制度の利用状況と周知状況」の情報量が多かったので、項目を分割して掲載しております。

また、お話ししたのが(4)のところですが、前回お示した素案では「(5)コロナ禍の影響について」と「(6)幸福度について」というのを項目分けしていましたが、その2つについて今回は今お話しした「(4)経済状況や保護者の状況について」の中に再編して、65ページ「⑨コロナでの家計の変化について」と67ページ「⑩相談できる人の有無」、68ページ「⑪幸福度について」という形で掲載しています。

69ページにお進みください。69ページからは第2章の3「第1期基本方針の評価」になります。前回お示した素案の中で未完成でしたが現行の基本方針に掲載されていた各施策事業の実施状況について、まとめたページとなっております。

めくっていただいて70ページ。70ページは実施状況の集計を掲載したページとなっております。「基本的方向性1」については、実施状況の低い事業もありますが、それ以外の「基本的方向性2～5」につきましては、いずれも実施状況100%と70%以上が多数を占めておりますので、各事業の主管課が積極的に取り組んだ結果として概ね順調に進んでいると申し上げてもよいものと思います。

71ページから73ページまでは、それぞれの基本的方向性の主な成果を記載しております。いくつか抜粋して紹介申し上げます。

71ページの基本的方向性1「子どもの学習・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます」に関する事業です。その中の施策項目1「子どもたちの心を支える環境の充実」の事業です。黒丸2つめをご覧ください。発達・教育支援課の事業です。「学校へのスクールソーシャルワーカーの配置による福祉との連携(各中学校区に配置検討・福祉と連携し、社会資源を活用する仕組みの構築)」です。スクールソーシャルワーカーが、教育と福祉のパイプ役となり、関係機関とのネットワークを構築し、児童・生徒が抱える課題に対応した環境としました。

その下、施策項目2「生活環境に配慮した学習支援」の事業です。黒丸2つめがセーフティネットコールセンターの事業です。「生活困窮家庭の子どもに対する学習支援の拡大(全中学校区に設置)」の事業です。前方針の計画策定時は、通称「ほっとも☆」が3か所でしたが、平成29年7月に1か所増設しております。予定ではありますが、令和4年10月にもう1か所増設予定であります。

その下、施策項目4「社会体験や文化に触れる学習の提供」。黒丸1つめ、子育て課の事業で「地域の文化や催し等の参加機会の拡大」です。「新たな地域や地域諸団体との交流について移動児童館で計画を図るなど、様々な行事への参加機会を創出した」となっています。次、72ページをご覧ください。基本的方向性2「安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります。」そして、基本的方向性3「子どもに係る経済的負担の軽減を図ります」の事業です。

基本的方向性2の事業の施策項目1「食習慣の改善、食事提供等の支援」の事業で黒丸2つめがセーフティネットコールセンターの事業です。「食習慣の改善等に取り組む団体等への運営的支援(子ども食堂、フードバンク)」の事業として、令和元年度に補助要綱を整備し、設置費・運営費の一部補助を開始しております。補助については、現在もそれ以降継続して補助を行っております。

次、施策項目 2「健康診断等による気づきと情報共有による支援」です。黒丸 2 つめ、子ども家庭支援センターの事業で、「関係機関と連携した児童虐待防止と虐待防止と虐待への対応(連携の強化)」の事業です。日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会(要保護児童対策地域協議会)を開催し、関係機関への協力を呼びかけ、心配な家庭の情報共有や早期通報につなげましたとのこと。

施策項目 4「子どもと親が安心できる居場所環境の充実」の事業です。黒丸 1 つめで子育て課の事業です。「スーパーひのち(なつひの)の拡大検討」ということで市内 13 校で新たな放課後子ども教室「なつひの」を実施し、夏休みにおける子どもの居場所を提供しました。

その下、施策項目 5「若者等の生活に寄り添った就労支援等の実施」はセーフティネットコールセンターと産業振興課の事業です。「若者(中退者・ニート・フリーター等)に対する就労支援の強化(市内企業・関係機関等との連携)」。就活してすぐには一般就労が難しい方等への中間的就労の場として、令和 2 年度より就労準備支援事業を開始しました。また、就職面接会・企業説明会・職業訓練校生徒募集等を毎月広報へ掲載し、周知徹底しました。

基本的方向性 3「子どもに係る経済的負担の軽減を図ります」の事業です。施策項目 1「公的制度による適正な支援」について、保育課の事業です。「認証保育所等入所児童保護者への補助の充実」ということで、認証保育所等を利用する保護者への補助を行い、保護者の負担を軽減いたしました。

施策項目 4「家庭の自立に向けた支援の充実」の事業です。セーフティネットコールセンターの事業で「高校生等のいるひとり親家庭への家賃助成への実施」です。こちら平成 29 年 8 月に、高校生相当の年齢に該当する子がいる世帯に対して民間賃貸住宅の家賃の一部の助成を開始しました。また、令和 2 年度から令和 4 年度においては 19~20 歳未満の大学生等のいる世帯を対象を拡大し、実施しました。

73 ページをご覧ください。基本的方向性 4「子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組みます」と基本的方向性 5「効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化します」の事業です。

基本的方向性 4 の施策項目 1「子育てに関する親の精神的な不安の解消」の子ども家庭支援センターの事業で、「乳児家庭全戸訪問(赤ちゃん訪問)、産前産後ケア、育児支援家庭訪問の充実(困難者の早期発見・支援の仕組みの構築)」の事業において、令和 3 年 4 月に組織改正を実施し子ども家庭支援センターが一体で行う体制としたため、ケースワーカーが保健師の事例検討に参加したり乳幼児健診の情報を共有したりと、今まで以上の連携が可能となり、早期発見等や支援の仕組みを構築したとなっております。

施策項目 2「安心して子育てができる環境の整備」は保育課の事業です。「『新!ひのちすくすくプラン』に基づく待機児童解消、多様なニーズへの対応に向けた保育施設整備の実施」において、施設の空き情報について、ホームページ掲載や個別連絡により情報提供を行い、待機児童の解消・保育施設の利用促進を進め、待機児童が減少しました。

その下、施策項目 3「生活困窮者への住宅支援の強化」の事業で都市計画課の事業になります。「ひとり親家庭等の民間賃貸住宅への入居支援」です。平成 29 年に「居住支援協議

会]「住宅セーフティネット相談事業」を開始し、住宅確保要配慮者への支援を実施しました。

その下、基本的方向性 5「効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化します」の事業です。施策項目 2「全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発」、子ども家庭支援センターの事業です。「子育て情報の発信(ぼけっとなび、知っ得ハンドブック等の漏れの無い提供)」では、令和 4 年 4 月に子育て情報サイト「ぼけっとなび」をリニューアルし、スマートフォンのアプリ化・プッシュ通知にも対応し、子育てひろばや母子手帳交付時の妊婦面接の予約機能も追加し、情報の発信を強化しました。

施策項目 3「相談機能と連携体制の強化」は子ども家庭支援センターの事業です。「子ども家庭支援センターが子どもと家庭の総合相談拠点であることの周知の強化」の事業では、日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会・広報等様々な機会を通じ、子ども家庭支援センター事業等を周知しました。

施策項目 4「関係機関の気づきを促す研修の実施」は職員課とセーフティネットコールセンターの事業です。「職員に対する貧困対策・自立支援に関する研修の実施」事業において市職員全員を対象にした職員研修を実施しています。この事業は、当委員会の副委員長である小田川先生による動画を使用した研修です。コロナ感染症の影響により令和 2 年度と令和 3 年度の 2 年連続で動画視聴による研修になりました。主な成果の報告は以上です。

事務局：

事務局、篠野です。若干補足させていただければと思います。

2 章までご説明させていただきましたが、見直しですので前回の方針の違いも少しお話しさせていただきます。

2、3 ページをお開き願います。基本的には方針の作りについては構成を変えていません。

2、3 ページのところ「子どもの貧困について」ということで、現方針では「(1)基本方針策定の背景」という部分しかなかったのですが、そこに課題と絶対的貧困・相対的貧困を項目分けして見えやすいように変えています。

次に 6 ページ。こちらにご意見いただいた中で構成図の中で「日野市子ども条例」という記載を追加しています。ご意見を反映しているところでございます。

8 ページ、ここが策定にあたって今まで 3 項目だったのですが 4 項目目追加しまして、この間SDGsという考え方が表面化しており、子どもの貧困対策に関しても拾わなければいけない課題ですので、掲載させていただきました。

以上、阿部の方からご説明させていただいた 2 章「日野市の子どもを取り巻く現状」という部分に関して、今まで日野市の現状ということで実態調査とそれ以外の数値の部分の 1 本で分析していたところなのですが、今回、令和 2 年・3 年に生活実態調査をやっていますので、それ以外の部分と実態調査の部分に分け、そして 2 期目ですので現状として第 1 期基本方針評価の部分は今、阿部が申し上げた部分を追加した 3 本立てにいたしました。

事務局：

阿部でございます。

続きまして 75 ページ。75 ページからは第 3 章として日野市における子どもの貧困の重要課題を整理しました。

76、77 ページに、第 2 章における日野市の子どもをとりまく現状等から、洗い出された日野市子どもの貧困に関する重要な課題として項目をまとめています。1つ目が「子どもの教育環境について」、2つ目が「子どもの生活について(ヤングケアラー)」、3つ目が「経済面について」、4つ目が「子育てについて」、5つ目が「相談、支援体制について」です。

続きまして、79 ページです。こちらが第 4 章の 1 項から 4 項というかたちで「基本的な考え方及び対策」としてしています。

80 ページは「目指すべき姿・指標」です。目指すべき姿につきましては、前方針から継続して同一のものとしています。指標につきましては、前回の委員会までに頂いていたご意見を鑑みまして、一部を変更しました。指標を検討する際の視点としては、明確な数値はある程度拾いやすい事、それと経済的な部分であったり、子どもの学力であったりと、そういった分野がなるべく偏らないよう多面的な切り口になるように指標を何にするかということで検討しております。

1つ目の「子どもの相対的貧困率」につきましては、前回から継続しております。令和 2 年度の現状値では、6.3%となっています。

2つ目は「生活保護世帯に属する子どもの高校・大学進学率」。以前、小田川副委員長からご意見を頂戴して、日野市の施策をいかせるような指標が良いのではというご意見を頂戴しましたので、高校の進学率と一つ先に進んだ専門学校等を含んだ大学等の進学率としております。大学等の進学率につきましては、令和 2 年度は 38.5%となっております。

3つ目が「電気、ガス、水道料金の未払い経験」。これは新たな指標ですが、通常の世帯において、大体の方に使用料の支払いは優先度が高いと思いますので、経済的な困窮度が分かる物差しとして直接的で分かりやすいという理由でこちらの指標を検討しました。

4つ目が「学校の授業の理解」です。こちらも新しい指標です。前回の指標で「全国学力学習状況調査」で全問不正解だった人数というのが前回の指標でしたが、その代わりに子どもの学力に係る分野での指標というのが必要と思い、この指標を採用いたしました。

5つ目は「ひとり親の正規就業率」は前回の方針から継続です。

81 ページ。「2 基本的な方向性(目標)」です。こちらについては、推進委員会で検討の結果前方針から引き続き同一のものを採用しています。

1点だけ基本的方向性1「子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力の向上に取り組みます」につきましては、委員会での意見をふまえて新たに「遊び」というワードを加えました。

一番下のところ「方向性の共通課題」として「コロナ禍や物価高騰等に対しては横断的に対応します。」という記載をのせております。

続いて 82 ページ。「3 目指すべき姿・基本的な方向性(目標)の施策体系」です。こちらは目指すべき姿と基本的な方向性を図示したものになっております。

事務局：

籾野の方から若干補足をさせていただきます。

76、77 ページお開きください。

今、阿部の方から説明ありました通り、5本の重要課題を入れさせていただきました。

主な変更点、ここは皆さまからご意見いただきました「ヤングケアラー」について、「2 子どもの生活について」というところで組み込まさせていただきました。

そして「生活保護世帯に属する子どもの高校・大学等進学率」の38.5%は、大学進学率になります。高校については令和2年度は100%になります。この記載は、二段書きになるような形で、令和8年度の数値目標は100%維持というかたちで事務局のほうで作ります。よろしくお願いいたします。

事務局：

それでは続きまして、83 ページ。こちらから「4 施策体系に基づく主な事業」となります。こちらのページから基本的な方向性の施策項目ごとに事業を掲載しています。新規のものも含めて今回の基本方針によって60事業の進行管理を今後行っていく予定です。事業の数が多いので、今回から管理用の番号を付番するようにしております。付番のルールを右上の四角で囲んだ部分を示しております。4桁の番号で千の位が基本的方向性の番号を示しており、百の位がそのうちの施策項目の番号、それ以降は事業の幾つ目にあっているかというルールで、付番をしています。

また、第1期基本方針に掲載していた事業のうち実施状況が100%になった事業につきましては、項目としては活かしつつ今後は維持継続をしていく事業として、90ページ以降別立てで掲載するような形になっております。進行管理していくという視点ではなく、100%をどう維持できているかといったところを検証していく形になると思います。

83ページから84ページまでが基本的方向性1の各事業になります。今回の基本方針から新規の事業につきまして事業説明のところに星マークをつけてあります。星マークがついていない事業については前方針からの継続事業となっております。

時間も限られておりますので、星マークがついている新規事業をピックアップしてご紹介します。

基本的方向性1の施策項目1「子どもたちの心を支える環境の充実」の1102です。「子どもオンブズパーソン制度」の検討です。こちら担当課としては関係各課と現在記載してあります。

次が1103の「就学前児童・妊婦への教育」です。担当課は子ども家庭支援センターです。次が施策項目2「生活環境に配慮した学習支援」では、1205の「オンライン学習のためのインターネット環境が整っていない家庭への支援」が新規事業です。担当課はICT活用教育推進室となっております。

施策項目3「学習環境(スペース)の提供」では、新規の事業はなく、掲載している2つは継続事業です。

めくっていただいて84ページ。施策項目4「遊びや社会体験、文化に触れる学習の提供」です。

ナンバー1405の「市内農業者の協力による『農業体験』の実施」は新規となっております。担当課は都市農業振興課です。

施策項目 5「学習意欲の経済的な面からの支援」は新規事業はありません。

隣、85 ページ。基本的な方向性 2「安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります」という事業です。

施策項目 1「食習慣の改善・食事提供等の支援」は新規事業はありませんが、ナンバー 2014「朝食を欠食した子どもに対し軽食の無料提供検討」について前方針では、担当課として学校課のみが記載されておりましたが、事業のスケールが大きいことから単独課ではやはり難しいと考えていますので、こちらも関係する複数課という意味で関係各課としております。

施策項目 2「健診結果等による気づきと情報共有による支援」も新規の事業はありません。掲載されているものは全て継続事業です。

その下、施策項目 3「生活習慣の定期的な把握」は数事業が掲載されておりますが、全てが新規です。

2301 が「見守り強化事業の検討」は子ども家庭支援センターの事業となっております。

2302「困難を抱える子どもへの寄り添いと心のケア」は発達・教育支援課の事業です。

2303「子ども宅食事業の検討」は、先ほどと同じように関係各課として複数課で検討していく事業としております。

86 ページ。施策項目 4「子どもと親が安心できる居場所環境の充実」と施策項目 5「若者等の生活に寄り添った就労支援の実施」の事業です。

施策項目 4 の 2404「今後の幼児教育の在り方の検討」と 2405「保護者以外の信頼できる大人の見守りがある、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくり」は新規の事業です。担当課はそれぞれ学校課と子ども家庭支援センター、セーフティネットコールセンターで掲載しています。

その下、施策項目 5「若者等の生活に寄り添った就労支援の実施」については、新規事業はなく、全て継続事業となっております。

この中で 2051「雇用、就労の総合的支援を行う部門の必要性の検討」ということで、こちら企画経営課が担当課として掲載されておりましたが、産業振興課を追加しております。

隣の 87 ページ。基本的方向性 3 の事業です。

新規事業は施策項目 1「公的制度による適正な支援」ですが 3105「学校における生理用品の配備」と 3106「市役所庁舎内、子ども家庭支援センター、児童館、子育て応援施設(もぐもぐ)、フードパントリーでの生理用品の無償配布」の 2 つが新規事業で、いずれも生理用品の配布事業となっております。

その下、施策項目 2 と施策項目 3 は新規事業はありません。

88 ページ。基本的方向性 4 の事業です。新規事業はなく全て継続事業となっております。このうち施策項目 3「住宅支援の強化」については、4301 で 1 つの事業となっておりますが、前方針のなかで事業としては 2 本掲載されておりました。取り組み内容が共通だったので、統合して 1 つの事業として継続といった形になっております。担当課は都市計画課です。

お隣 89 ページが基本的方向性 5 の事業です。施策項目 1「支援を要する子どもの情報集約と連携」では、5102「子どもの居場所づくりに関心のある団体等が連携し、情報を共有する場づくり」と 5103「子どもの貧困対策を担う組織体制の検討」の 2 つが新規事業です。

5102 は中央公民館、子ども家庭支援センター、子育て課です。

5103 はセーフティネットコールセンター、企画経営課、子ども部、福祉政策課となっております。

その下、施策項目 3「相談機能と連携体制の強化」では、新規事業は 2 つあります。

5304「ヤングケアラー支援検討会の設置及び支援方針の検討」は委員会でも度々取り上げられていましたヤングケアラーに関する事業として掲載しております。担当課は、福祉政策課と関係各課と掲載しております。

施策項目 4「関係職員の気づきを促す研修の実施」については、継続の 1 つのみの事業となっております。

90 ページ。こちら先ほど少し申し上げましたが、実施状況 100%であるため、維持・継続する事業に回ったものをこちらに別立てで掲載しております。進行を管理するということではなく、継続できているかを今後確認していく事業になります。

続きまして、93 ページから 95 ページまでは、既存の事業で市で行っている事業を掲載しています。こちらの掲載の構成内容についても、前方針の記載を踏襲して同じ形で記述をしてあります。

次、97 ページ。97 ページから第 5 章「推進体制」という章に入ります。こちらについても前方針と同じ内容で踏襲しつつ掲載しています。

そして、めくっていただいて 101 ページ。こちらから資料編という章立てで各種資料を掲載しているページになります。102 ページでは、「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針の策定および見直し経過」として、前基本方針と今回の基本方針の策定検討経過を記載しております。

お隣 103 ページは、推進委員会と事務局の記載となっております。

めくっていただいて、104 ページから 108 ページまで、子どもの貧困対策の推進に関する法律の全文と、109 ページから 111 ページまでは子どもの貧困対策に関する大綱のポイントの資料を掲載しております。

資料 2 につきましての説明は以上となります。

長くなって恐縮ですが、そのまま資料 3 をご覧ください。資料 3 は概要版です。横型 A3、両面カラー刷りの資料です。右上に資料 3 と記載してあります。

こちらは基本方針の概要版となっておりますので、説明申し上げた基本方針の主要な部分をコンパクトにまとめたものです。内容については、今説明いたしました基本方針案と共通になりますので、詳細は省きまして項目だけ紹介させていただきます。

1 ページ、1 番目として基本方針の期間、2 番目として日野市の現状、隣のページの 3 番が生活実態調査から見える状況、4 番目が第 1 期基本方針の評価、ページめくっていただいて 3 ページ目に掲載されているのが 5 番目日野市における子どもの貧困の重要課題、6 番目が目指すべき姿・指標です。隣 4 ページが 7 番目基本的な方向性(目標)。次のページ、

5 ページ。8 番が目指すべき姿・基本的な方向性(目標)の施策体系。それから隣の 6 ページが 9 番として、施策体系に基づく主な事業となっています。

7 ページ以降については先ほど説明いたしました各事業を掲載しており、新規事業については手書き風の赤丸をつけてビジュアル的に訴求するような形にしています。

こちらの概要版自体は、基本方針の本体の方と併せて適宜使用していく予定のものです。資料 3 につきましての説明は以上となります。

続きまして、資料 4-1 です。A3 縦型カラー刷り、右上に資料 4-1 と掲載しております。こちらは先ほど説明いたしました基本方針につきまして、第 1 期基本方針と変更箇所の見出しを抜き書きしたものです。

資料の見方としては左側にあるのが第 1 期基本方針の見出しで、右側の点線で区切った中央部分が旧方針から見て新方針に記載の有無を○や×で示しています。○がついている項目は新方針に記載されておりまして、項目が記載されているページが示してあります。一番右が今回の基本方針の部分です。

一番右側の「第 2 期基本方針(案)」をご覧ください。新方針において変更している主だった部分としては、第 1 章の 4 つめ「SDGs に関する子どもの貧困の取組み」といった記載が増えています。

それから第 2 章をご覧ください。第 2 章の 2 番目が生活実態調査から見える状況についての部分。先ほどご説明いたしました生活実態調査の結果を再編集してここでまとめた形になっております。

第 2 章の 3 に第 1 期基本方針の評価が入りまして、第 4 章の 1 番「目指すべき姿・指標」の部分が先ほど説明いたしました指標が変更となっております。この資料につきましては、第 1 期基本方針と比較する際の資料として、適宜ご活用いただければと思います。資料 4-1 につきましては以上になります。

続きまして、資料 4-2 になります。A4 横型、両面カラー刷り。右上に資料 4-2 と掲載しております。こちら、先ほど説明申し上げた事業の部分に特化した新旧対照表となっております。

表の見方として、一枚目の右上のところに「表の見方」と掲載しておりますが、青色セルの事業は、新方針においては維持継続。先ほど申し上げた維持継続事業として、別立てにしているものが青線の事業です。

赤色セルの事業は、今回の基本方針で新規に掲載する事業が赤色となっております。

灰色セルの事業は、今回は削除といった形で新しい方針には掲載されていない事業となっております。

また、朱書きの部分は文言とか担当課を修正した部分です。こちらにつきましては、基本方針案で説明で申し上げますので、説明は省略割愛いたします。事業等をご確認される際の資料としてご活用いただければと思います。資料 4-2 のご説明は以上です。

こちらで資料 2 から資料 4 までの事務局からの説明は以上です。福田委員長よろしく願いいたします。

福田委員長：

資料2の基本方針案の冊子、資料3、資料4-1,4-2、併せて事務局よりご説明いただきました。かなり、膨大な情報量をこのように整理していただきまして新しい基本方針の案がまとまってきているということでございます。今、ご説明いただいた内容に關しまして適宜ご確認いただいたと思いますけれど、ご質問等ございましたらお願いいたします。

山口委員：

フードバンク TAMA 山口です。一つ質問してよろしいでしょうか。

「第2期子どもの貧困対策に関する基本方針の概要版」の「2 日野市の現状」の貧困率の件ですが、相対的貧困率で子どもの相対的貧困率のパーセンテージが出ているんですが、この母数はなんですか。人数ですか、それとも世帯ですか。

子ども相対的貧困率 6.3%となっていますが、これは人数ですか？世帯ですか？あるいは、人数が分かるのですか。6%と言われても、例えば日野市在中の子どもの人数は何人でそのうち 6.3%とは何人が子育て貧困に該当するのかわかるとは示していただかないと具体的には分からないと思います。

事務局：

相対的貧困率は前回の委員会でも結果をお知らせしたのですが、単純に言うと人数か世帯数かと言えば人数になります。ただ、人数何人と表すものではなく、資料の冊子版 5 ページをご覧ください。

相対的貧困率の出し方については、日野市の場合には、阿部の方から先ほど説明させていただいた通り、所得等のデータからまず 4 ページのところ、等価可処分所得というのを出します。これは世帯の人数、例えば 100 万円と 200 万円、お父さんとお母さんの収入がある方でお子さんが 2 人いる場合、それを世帯の人数で割ってということではなく、世帯の収入・所得を平方根で割る形になりますので、今言った何人といったそういう数字ではなく、何%の人がという表現になりました。

数学的にはなってしまうのですが、平成 30 年の国の貧困ラインが 127 万円でしたので、それでこの間の消費者物価指指数をかけて 127.6 万円を日野市独自でだしているわけではなく、貧困基準として設定をしました。それを満たない方々の人数が人口でいうと 6.3% という数値になります。

山口委員：

人数であらわすと何か差し障りがあるのですか。

事務局：

相対的貧困率の数値の表し方がパーセンテージになっています。

山口委員：

たしかにパーセンテージですよね。だけど、この率に符合する人数は出るはずなのですが。

事務局：

それに人口を掛ければ出ると思います。

山口委員：

いわゆる住民基本台帳によっている日野市の世帯数あるいは人数で 6.3%を掛ければよろしいわけですよね。

事務局：

そうですね。

小田川副委員長：

小田川に代わります。今のところをご説明しようと思うのですが、日野市の子どもの相対的貧困率 6.3%というのが令和 2 年度として示されております。令和 2 年度の人口推移のところをみますと、基本方針の冊子の 10 ページに人口の推移を示していただいておりますが、この中で令和 2 年度、未成年人口 0 歳から 17 歳の人口 28.608 人となっています。これが母数となりまして、28.608 人の 6.3%の子ども達が相対的貧困状態にあるとご理解いただくと良いと思います。

山口委員：

よく分かりました。ありがとうございました。

福田委員長：

他にありますか。

今、お示いたしました「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針(案)」ですけれども、これにつきましては今後細かい文言等の修正が発生すると思います。そこは事務局にお任せしたいと考えております。細かい箇所お気づきの点がございましたら事務局の方までよろしく願いいたします。

続きまして、次第の3に進みたいと思います。「今後のスケジュール(案)について」に進みます。事務局お願いいたします。

3. 今後のスケジュール（案）について

事務局：

「今後のスケジュール(案)について」ですが、資料 5 をご覧ください。

1 行目、本日の会議になります。

2 行目、パブリックコメントという段階に入ります。8 月 2 日(火)から 31 日(水)までの 30 日間を設けさせていただければと思います。現方針では、1 週間だったということなのですが、今回 30 日間担保するというところでございます。

3 行目の「意見のとりまとめ・修校正作業」と同時並行でいくのですが、その前に本日冊子の中で見ていただいていると印刷後の単純ミスや数字のミス等ございます。校正をパブリックコメントまでにかけて、校正後のものでパブリックコメントを募りたいと思います。パブリックコメントですが、今後 8 月の広報に掲載をさせていただこうと思います。併せてホームページでも周知をして意見の募集をさせていただこうと思います。

ホームページ上で PDF 閲覧のほか、紙ベースでセーフティネットコールセンターと七生支所、豊田駅連絡所、市内図書館 7 か所の計 10 か所に冊子を 2 冊ずつ意見募集要領を添えて設置する予定でございます。

また、ご意見についてはメール、郵便、ファックス、紙ベース持参でご住所、氏名を添えてご提出していただく予定です。その後、事務局で各意見の集約をしまして、修正案という形で

4行目の部分で最終案として次回の第2回推進委員会・庁内連絡会に向けてつくり、それに先立って皆さんの方に一度見ていただこうと思います。

5行目、9月下旬から10月初旬にその最終案についての内容をご確認いただきたいと思います。その後6行目ですね、確認の結果修正等の部分を反映して内容を確定させて、10月中に新方針を施行するというスケジュールを考えております。以上でございます。

福田委員長：

今後のスケジュールについてご説明いただきました。この件に関して何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

このスケジュール案に沿って進めてまいりたいと思います。

それでは続きまして、「次第4 その他」に進みたいと思います。事務局の方、連絡事項等何かございますか。

4.その他

事務局：

第2回推進委員会・庁内連絡会につきましては9月末もしくは10月初旬を目処に開催を予定させていただきます。日程については後日調整させていただければと思います。よろしくお願いたします。

また、この間様々のご意見、調整いただいた委員の皆様、感謝申し上げます。この場を借りてありがとうございました。以上です。

福田委員長：

何かご意見・ご質問等ある方いらっしゃいますか。

阿部委員：

委員の阿部です。

この冊子の基本方針の76、77ページにあたって「日野市における子どもの貧困の重要課題」というところで、改めて課題と捉えている部分のことがはっきり示されているかと思うのですが、現在私たちの方で学習支援事業に携わらせていただいているところで、普段の活動の中でも感じている事がありますので、一言お伝えできればと思います。

というのは、1番2番3番それぞれ項目が分かれて書かれてあるのですが、実際現場で見ているお子さん達というのは、複合的に1番も2番も3番も全部併せ持って、本人に課題としてのしかかっているというお子さんが、実際に何人もおります。学習支援という立場で携わっているのですが、非常に多方面からの支援かつ複合的、かつ伴走して長い期間をかけてという事で支える必要があると実感している中で、そのような課題が目の前にあった時に、どのようにサポートしていく事が本人達の支えになるのか日々悩みながら携わっているところがあります。当然皆さんの理解の中でも切り離してこの問題だけじゃないという事が、改めて委員の活動の中でも伝わっていくといいなと思ひまして、意見として述べさせていただきます。

福田委員長：

今、阿部委員の方からご意見いただきましたけども、非常に貴重な視点を頂けたと思います。どこかにやはり複合化して多様化している、より複雑な課題となっている、ということの認識をしっかりと示すという事も必要なのではないかなと、今ご意見伺って感じました。他にいかがでしょうか。

加藤委員：

新たな施策につきましても大変きめ細やかで、よろしいと思っております。一市民としては、このように支援が増えていくということに対しての負担というのは、どのような手当をなさって進めていかれるのでしょうか。

事務局：

一概に何をすれば全ての施策を実行できるというところでは、答えにくい部分であるのですが、基本的に事務事業については予算が伴うものになります。一つ一つ予算について精査をして前に進めるために、議会等の議決を経ながら事業を具体化していく、そこには人員的な配慮も必要ですので、そういうこと一つずつクリアしながら事業を前に進める形になろうかと思えます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

福田委員長：

ありがとうございます。それでは時間も迫ってまいりました。

この第2期の基本方針案につきましては、お気づきのところがありましたら、パブリックコメントの期間に合わせて、8月中を目途に事務局に連絡ということでよろしいでしょうか。

修正作業の都合もありますから、気が付いたらなるべく早めにというところで、お願いしたいと思えます。

それでは「令和4年度第1回日野市子どもの貧困対策推進委員会」を終了いたします。ご出席ありがとうございました。本日の委員会はこれにて閉会とさせていただきます。

閉会

以上